

パブリックコメントで寄せられたご意見と市の考え方 増田和昭氏

案件名	上越市第3次地域福祉計画(案)	担当課	福祉課
-----	-----------------	-----	-----

No.1	ご意見の該当箇所： ※該当箇所が当初の計画案と修正案が異なる場合は、その旨表記してください。		
ご意見	○20P ①に地域活動支援センターを設置し、・・・とあり、これから設置するように読めますが19Pの現状と課題にはすでに記述があり混乱します。どのような目的でどのように設置するのか又は設置されているのかははっきりさせてください。		
対応状況	反映		
市の考え方	○既に設置していることがわかるよう「地域活動支援センターを設置し、」の表現を「設置している地域活動支援センターにおいて」に変更します。		

No.2	ご意見の該当箇所：		
ご意見	○20Pに地域活動支援センターの記述があり、21Pにはすこやかにくらし包括支援センターや地域包括支援センターの記述がありますが一般市民がこれらセンターの設置目的や役割などをきちんと理解しているのでしょうか。 ○似たような名称で一般市民にはなかなか分かりにくいのではないかと思います。本計画は市民にも理解してもらい協力してもらう必要があると思いますので、これらセンターの設置の目的や役割、運営組織等を簡単に説明しておく必要があると思います。 ○また、本計画に記述がある社会福祉協議会、すこやかサロン、生活支援コーディネーター等一般市民にとってなじみの薄い言葉についても簡単に説明しておく必要があると思います。		
対応状況	反映		
市の考え方	○本計画は、当市の福祉全般に関する理念計画であるため、一般市民の中にはなじみの薄い文言と捉える方もおられると思います。 ○詳細な取組や説明等については、2ページに記載しております本計画の実施計画にあたる各種個別計画(介護保険事業計画や健康増進計画など)の中に記載しておりますが、ご意見を受け、地域包括支援センターなど主な文言について、ページ内に補足説明を記載いたします。		

No.3	ご意見の該当箇所：		
ご意見	○27P ③ボランティア・NPO等の活動支援、とありこの説明には「・・・様々な市民活動の促進を図ります。」とあり支援に関する記述がありません。		
対応状況	反映不可		
市の考え方	○具体的な支援等については、本計画の実施計画にあたる「地域福祉活動計画」の中に記載しております。		

No.4	ご意見の該当箇所：		
ご意見	○27P 下段に連携・協働の図があり地域・住民が活動計画を作るように読めますが地域・住民の誰が作るのでしょうか。そのようになっているのでしょうか。この図の説明が必要だと思います。		
対応状況	反映不可		
市の考え方	○「地域福祉活動計画」については、社会福祉協議会が策定します。 ○「地区地域福祉活動計画」については、社会福祉協議会の協力のもと、地域住民の皆さんが策定します。		

パブリックコメントで寄せられたご意見と市の考え方

案件名	上越市第3次地域福祉計画(案)	担当課	福祉課
-----	-----------------	-----	-----

No.5	ご意見の該当箇所： ※該当箇所が当初の計画案と修正案が異なる場合は、その旨表記してください。		
ご意見	○29P 図に主な会議の概要が示されています。会議の参加者は書いてありますが、これら会議の主体は誰なのかが分かりません。また、3つの会議の関連に関して図だけでは分かりませんので簡単な説明が必要です。27Pの連携・協働の図と29Pの主な会議とは密接な関連があると思いますが、その関連が分かりません。関連についての説明が必要だと思います。		
対応状況	一部反映		
市の考え方	○3つの会議の実施主体は、同ページの①地域における支え合い体制の充実に記載しておりますが、図にも記載するよう修正いたします。本計画は理念計画であり、計画をご覧になられた方の中には、「理念計画なのだから、もっと簡素にすべき」などのご意見も頂いていることから、3つの会議の説明は関係性及び概要のみを記載しております。 ○27ページの表は、市が策定する本計画と社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」などの関係を示したものであり、29ページに記載している3つの会議の関係性を示した表とは直接、関係しておりませんので、説明は必要ないと考えます。		

No.6	ご意見の該当箇所：		
ご意見	○本計画は何らかの形で福祉計画にかかわっている人には理解できるかもしれませんが、一般市民には理解が難しい点がありますので、一般市民をより意識した記述が必要です。		
対応状況	反映不可		
市の考え方	○本計画は理念計画で、現状と課題、取組の方向性を記載したものであり、具体的な取組は、2ページに記載しております本計画の実施計画にあたる各種個別計画(介護保険事業計画や健康増進計画など)及び社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画の中に登載することとしております。		